

2. 対応方針

前提①

各事業者が、事業所の所在する地方公共団体からの通知・要請及び学校等の休業状況に合わせる等により、総合的に判断する。

前提②

以下、令和5年3月13日以降の「マスクの着用」の基本的な考え方について記載する。

・「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

・マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とすることや、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から利用者や従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。

・マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることが許容される。

例えば、

①感染対策上又は事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること。

②客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めること。

③マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めること。

上記の①～③のような場合には利用者又は従業員にマスクの着用を求めることが許容される。